

環境にやさしい 農業の取組みを支援します

化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、
地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い
営農活動に取り組む農業者団体を支援します



環境保全型農業 直接支払交付金の概要

[第2期]

令和5年3月

福井県農林水産部流通販売課





01	支援対象	
	団体の要件	1
	団体構成員の要件	2
02	事業要件	
	推進活動の内容	3
	活動例	3
03	対象活動	
	対象活動の一覧	4
	全国共通取組	
	1. 有機農業	5
	2. 堆肥施用	6
	3. カバークロップ	6
	4. リビングマルチ	6
	5. 草生栽培	7
	6. 不耕起播種	7
	7. 長期中干し	7
	8. 秋耕	7
	地域特認取組	
	9. 生き物緩衝地帯	8
	10. IPM＋魚毒低＋畦畔除草	8
	11. 中干延期	8
	12. 冬期湛水	9
	13. IPM＋畦畔除草＋秋耕	9
	14. IPM＋畦畔除草＋農薬不使用	10
	15. 炭の投入	10
	加算措置	
	16. 取組拡大加算	5
	対象作物	11
	取組例	11
04	保管する証拠書類	
	取組共通の証拠書類	12
	対象活動別の証拠書類	12
05	申請手続き等	
	申請手続き	13
	問い合わせ先	13

01 支援対象

支援対象者は農業者の組織する**団体**です

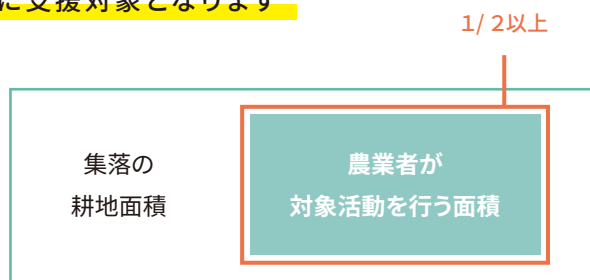
団体の要件

申請する団体は、次の要件を満たしてください

1. 本事業に取り組む農業者が2戸以上で構成される**団体**
2. **団体規約**の作成（規約例があるのでご相談ください）
3. **共同口座**の開設

個人でも①～②の要件をいずれか満たす農業者は、
市町が特に認める場合に支援対象となります

- 1 自身の耕作する農業集落の耕地面積のおおむね1/2以上または当該市町における取組面積が12.6ha以上であること



- 2 複数の農業者で構成される法人であること



01 支援対象

団体構成員の要件

本交付金に取り組む団体の各構成員（支援対象者）は、次の要件を満たしてください

1. 主作物について販売を目的に生産を行っていること

○申請面積が10a未満の場合には、当該作物の出荷・販売伝票等の写しが必要になります。

2. みどりのチェックシートの取組を実施していること

○みどりのチェックシートの取組とは、環境負荷低減や農作業安全に関する持続可能な農業生産に向けて実施すべき取組について、GAP 指導員等による指導または研修を受講し、みどりのチェックシートの内容を実施することです。

○みどりのチェックシートは、GAP の指導または研修を受講したことが分かる書類とあわせて提出する必要があります。また、実施したことがわかる書類を各自保管する必要があります。

詳細は、農林水産省の環境保全型農業直接支払交付金 HP の「みどりのチェックシート」についてのパンフレットをご参考ください。

○GAP 認証等（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP）を取得している場合、証明書の写しを提出することで、みどりのチェックシートの取組を省略することができます。

みどりのチェックシート

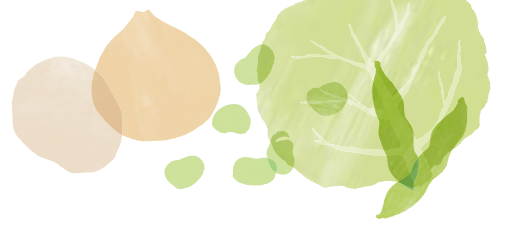
下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、□欄に✓を記入してください。該当しない場合は、□欄には/（斜線）を記入してください。

<p>【化学合成農薬の使用量低減】</p> <p><input type="checkbox"/> 農薬の適正な使用・保管</p> <p><input type="checkbox"/> 農薬の使用状況等の記録を保存</p> <p><input type="checkbox"/> 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 (健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等)</p> <p><input type="checkbox"/> 病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断 (発生予測情報の活用による防除等)</p> <p><input type="checkbox"/> 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等)</p>	<p>【化学肥料の使用量低減】</p> <p><input type="checkbox"/> 肥料の適正な保管</p> <p><input type="checkbox"/> 肥料の使用状況等の記録を保存</p> <p><input type="checkbox"/> 有機物の施用 (堆肥や有機質肥料の利用、緑肥・作物残渣のすき込み等)</p> <p><input type="checkbox"/> 作物特性やデータに基づく施肥設計 (簡易土壌診断、前作の収穫等)</p>
<p>【温室効果ガス・廃棄物の排出削減】</p> <p><input type="checkbox"/> 電気・燃料の使用状況の記録を保存</p> <p><input type="checkbox"/> 温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入 (省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、農場由来の温室効果ガス削減、ほ場への炭素貯留等)</p> <p><input type="checkbox"/> 廃棄物の削減や適正な処理 (プラスチック等の資材の使用量又は排出量削減や廃棄の際の処分適正化)</p>	<p>【農作業安全】</p> <p><input type="checkbox"/> 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等)</p> <p><input type="checkbox"/> 農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善 (作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の操作方法確認等)</p>

▶ 民間団体によるGAPの第三者認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP）等を取得している場合は、認証書の写しを提出することで、「指導・研修の受講」及び「みどりのチェックシートの提出」を省略することができます。

対象農地

農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地であること



02 事業要件

申請団体は「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動」（以下、「**推進活動**」）を実施してください

推進活動の内容

次の活動の**いずれか1つ以上**実施してください

自然環境の保全に資する農業の生産方式（以下、「農業生産方式」）を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動

- ① 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
- ② 実証圃の設置等による農業生産方式の実証・調査
- ③ 先駆的農業者等による技術指導
- ④ 農業生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
- ⑤ ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組

農業生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動

- ⑥ 地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
- ⑦ 土壌分析や生き物調査等環境保全効果の測定

その他

- ⑧ 耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施
- ⑨ 中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動を実施（農業者団体等の取組面積の過半が中山間地または指定棚田地域の場合に限る）
- ⑩ 農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用
- ⑪ みどりの食料システム法の特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合
- ⑫ その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施

活動例

- 団体内で**栽培マニュアル（栽培暦）**を作成し、構成員に配布（①）
- ドローン等デジタル技術を活用した生育診断に基づく適正施肥の実施特別栽培や有機栽培等に関する外部の研修に代表者が参加し、後日、**団体内で内容について再検討**し、記録（参加者数や資料等）を保管（⑤）
- 取組ほ場で地域住民と連携した**田植え体験**を実施し、活動記録を作成（⑥）
- 取組ほ場と慣行圃場で田んぼの**生き物調査**を実施し、調査結果を集計（⑦）
- 生分解性プラスチックの利用、農業廃プラの地域ごとの回収・処理、わら焼き自粛によるCO2発生抑制、地域内資材（堆肥等）利用による輸送エネルギーの省力化（⑩）

03 対象活動

化学肥料、化学合成農薬を県の慣行レベルから5割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象活動に対して支援を行います

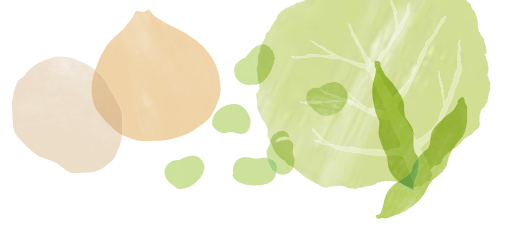
対象活動の一覧 (同一圃場で複数の取組は不可※1)

主作物の**5割減+対象取組**をセットで実施してください

	活動名	支援単価※2	頁
全国共通取組	#1 有機農業 ①ソバ等雑穀、飼料作物以外 (土壌分析および炭素貯留効果の高い取組を実施する場合) ②ソバ、アワ、ヒエ、キビ、飼料作物	① 12,000 円 /10a (14,000 円 /10a) ② 3,000 円 /10a	P 5
	#2 堆肥の施用	4,400 円 /10a	P 6
	#3 カバークロップ	6,000 円 /10a	P 6
	#4 リビングマルチ (小麦、大麦、イタリアンライグラスの種子を使用する場合)	5,400 円 /10a (3,200 円 /10a)	P 6
	#5 草生栽培	5,000 円 /10a	P 7
	#6 不耕起播種	3,000 円 /10a	P 7
	#7 長期中干し	800 円 /10a	P 7
	#8 秋耕	800 円 /10a	P 7
地域特認取組	#9 生き物緩衝地帯の設置 (作溝作業を行わない場合)	4,000 円 /10a (3,000 円 /10a)	P 8
	#10 総合的病害虫・雑草管理 (IPM) と組み合わせた魚毒性の低い除草剤1回施用+畦畔機械除草3回以上 (以下「IPM+ 魚毒低+ 畦畔除草」という)	4,000 円 /10a	P 8
	#11 中干延期	3,000 円 /10a	P 8
	#12 冬期湛水管理 ①有機質資材の購入・投入および畦補強を行う場合 ②有機質資材の購入・投入を行う場合 ③畔補強を行う場合 ④有機質資材の購入・投入および畔補強を行わない場合	① 8,000 円 /10a ② 7,000 円 /10a ③ 5,000 円 /10a ④ 4,000 円 /10a	P 9
	#13 総合的病害虫・雑草管理 (IPM) と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施 (以下、「IPM+ 畦畔除草+ 秋耕」という)	4,000 円 /10a	P 9
	#14 総合的病害虫・雑草管理 (IPM) と組み合わせた畦畔除草及び化学合成農薬不使用栽培の実施 ①水稲 ②ソバ (以下、「IPM+ 畦畔除草+ 農薬不使用」という)	① 8,400 円 /10a ② 2,800 円 /10a	P10
	#15 炭の投入	5,000 円 /10a	P10
加算措置	#16 取組拡大加算 (新規の有機農業)	4,000 円 /10a	P 5

※1：加算措置については取組と別に実施することができます。

※2：申請額が予算を上回る場合は、交付金が調整される場合があります。



全国共通取組

#1 有機農業

生物多様性保全

①ソバ等雑穀、飼料作物以外	12,000 円 /10a
(土壌分析および炭素貯留効果の高い取組を実施する場合)	(14,000 円 /10a)
②ソバ、アワ、ヒエ、キビ、飼料作物	3,000 円 /10a

▼ 主なチェック項目

- 取組圃場で2年以上、化学肥料や化学合成農薬を使用せずに作物を栽培^{※1}
- 稲わらすき込みなど、土づくり技術を導入^{※2}
- 使用した資材の証明書を購入業者から取得^{※3}
- 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を実施
- 「農場管理シート及び現地確認チェックリスト」をもとにした市町等職員または有機農業者同士での現地確認（申請する市町にご確認ください）



●炭素貯留効果の高い取組を実施する場合

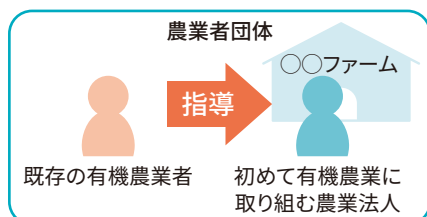
- 土壌分析を事前に実施（取組実施者の圃場で毎年1か所以上）
- 炭素貯留効果の高い取組（堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培）のいずれかを実施

- ※1：転換期間が設けられており、2年以上取組を行う前提であれば取組実施可能。（永年性作物の場合は3年。）また、発生予察事業における警報が発令された場合に限り、警報に基づく化学合成農薬を使用することができません。
- ※2：取組を行う団体で1か所以上、土壌分析が必要（計画の初年度のみ）。また、土づくり技術の変更を行った場合は再度提出が必要です。
- ※3：県特裁の資材リストは、資材の証明書として使用不可。
ただし、登録農薬や福井県に届出のある肥料や特殊肥料（発酵鶏糞等）については、県で一括して書類を準備するため証明書の提出は不要とします。（有機 JAS 規格に適合するかの確認は各自で行ってください。）

加算措置

#16 取組拡大加算（令和4年度新設） 4,000 円 /10a

加算措置の対象例



▼ 主なチェック項目

- 農業者等が、新たに有機農業（そば等雑穀、飼料作物以外）の取組を開始する同一団体内の農業者等に対して行う、指導・助言・相談対応の活動[※]



- ※指導等を行う農業者と指導を受ける農業者の双方が、同年度に有機農業の取組を実施する必要があります。（支援は指導を受ける農業者が取組を実施する初年度のみです。）
- ※対象となるのは指導を受ける農業者の新規取組面積です。

#2 堆肥の施用

温室効果ガス削減：
226 (kgCO₂/年)

4,400 円 /10a



▼ 主なチェック項目

- C/N 比 10 以上の完熟堆肥を施用^{※1}
- 水稲は 1t/10a 以上、その他作物は 1.5t/10a 以上施用
(購入伝票等が必要)
- 土壌診断を実施した上で、施肥管理計画を策定

※1：R5年度より、堆肥の取扱いを拡大
鶏ふん等を主原料とする堆肥も施用可能です。

その他の堆肥については、取組を行うほ場の所在する市町にお問い合わせください。

#3 カバークロップ

温室効果ガス削減：
117 (kgCO₂/年)

6,000 円 /10a



▼ 主なチェック項目

- 品質の確保された種子を標準播種量以上播種
(購入伝票等が必要)
- 適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わず、
作物体すべてを土壌に還元

#4 リビングマルチ

温室効果ガス削減：
102 (kgCO₂/年)

5,400 円 /10a

(小麦・大麦・イタリアンライグラス種子の場合)

(3,200円 /10a)



▼ 主なチェック項目

- 品質の確保された種子を標準播種量以上播種
(購入伝票等が必要)
- 適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わず、
作物体すべてを土壌に還元

#5 草生栽培

温室効果ガス削減：
109 (kgCO₂/年)

5,000 円 /10a

▼ 主なチェック項目

- 品質の確保された種子を標準播種量以上播種（購入伝票等が必要）
- 適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わず、作物体すべてを土壌に還元



#6 不耕起播種

温室効果ガス削減：
100 (kgCO₂/年)

3,000 円 /10a

▼ 主なチェック項目

- 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機を用いて播種
- 播種前に、茎葉処理型の除草剤を散布



#7 長期中干し

温室効果ガス削減：
387 (kgCO₂/年)

800 円 /10a

▼ 主なチェック項目

- 1本以上の溝切りを実施
- 生育中期に14日以上の中干しを実施



#8 秋耕

温室効果ガス削減：
685 (kgCO₂/年)

800 円 /10a

▼ 主なチェック項目

- 水稻の収穫後に耕転を実施し、翌春に同一圃場で水稻の作付け（湛水）を行う
- 耕転は水稻作付けの4か月以上前に実施
- 耕転の実施は原則 11 月までに行う



地域特認取組

#9 生き物緩衝地帯

生物多様性保全

4,000 円 /10a

(作溝作業を行わない場合)

(3,000円 /10a)



▼ 主なチェック項目

- 水張面積内に中畔、トレンチャー等を用いて溝や畔を作成し、水田内に生きもの緩衝地帯となる空間を作成
- 定期的に溝または畔を点検し、生き物緩衝地帯として水稻栽培期間中常時湛水

#10 IPM+ 魚毒低 + 畦畔除草

生物多様性保全

4,000 円 /10a



▼ 主なチェック項目

- IPM実践指標（14項目）で、半数以上実施
- 除草剤の使用^{*}は、水産動植物に影響を及ぼす恐れがない本田除草剤の使用1回に限る
- 本田手取除草を1回以上実施
- 畦畔除草を3回以上実施

※除草剤の使用については生産過程全体を指す

#11 中干延期

生物多様性保全

3,000 円 /10a



▼ 主なチェック項目

- 中干し開始時期を1か月程度延期又は中止し、水稻栽培期間中の7月下旬まで常時湛水
- 常時湛水状態を保つために、定期的な水管理に加え、畔の点検・補修を実施

#12 冬期湛水

生物多様性保全

①有機質資材の購入・投入および畦補強を行う場合	8,000 円 /10a
②有機質資材の購入・投入を行う場合	7,000 円 /10a
③畦補強を行う場合	5,000 円 /10a
④有機質資材の購入・投入および畦補強を行わない場合	4,000 円 /10a

▼ 主なチェック項目

- 2か月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置（ポンプアップ等）及び漏水防止措置（畔ぬり等）*を実施
- 10a あたり有機質資材を 3,000 円以上投入（購入伝票等が必要）
- 市町等が作成・公表した計画に即して実施

*近隣圃場への水の流出が確認された場合、交付金を不交付とする場合がある



#13 IPM+ 畦畔除草 + 秋耕

生物多様性保全

温室効果ガス削減:
685 (kgCO₂/年)

4,000 円 /10a

▼ 主なチェック項目

- IPM実践指標（14 項目）で、半数以上実施
- 水稻の収穫後に耕耘を実施し、翌春に同一圃場で水稻の作付け（湛水）を行う
- 耕耘は水稻作付けの4か月以上前に実施
- 畦畔除草*を3回以上実施
- 耕耘の実施は原則 11 月までに行う

*水稻生育期間中は畦畔への除草剤使用不可



#14 IPM+ 畦畔除草 + 農薬不使用

生物多様性保全

①対象作物：水稲

8,400 円 /10a

②対象作物：ソバ

2,800 円 /10a



▼ 主なチェック項目

- IPM実践指標（12項目：水稲の場合、6項目：ソバの場合）を半数以上実施
- 化学肥料や化学合成農薬を使わずに栽培^{※1}
- 使用した資材の証明書を準備^{※2}
- 畦畔除草を3回（水稲の場合）または2回（ソバの場合）以上実施

※1：発生予察事業における警報が発令された場合に限り、警報に基づく化学合成農薬を使用することができます。

※2：県特裁の資材リストは証明書として、使用できません。
ただし、登録農薬や福井県に届出のある肥料や特殊肥料（発酵鶏糞等）については、県で一括して書類を準備するため証明書の提出は不要とします。
(有機 JAS 規格に適合するかの確認は各自で行ってください。)

#15 炭の投入

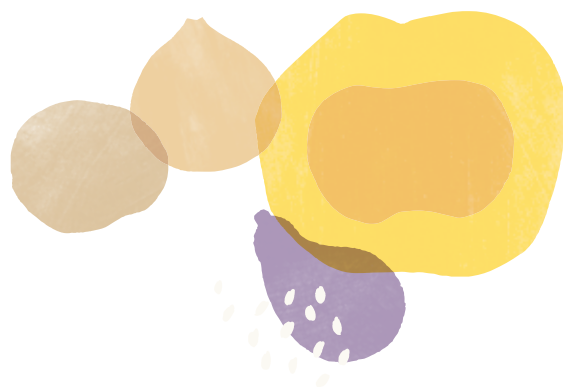
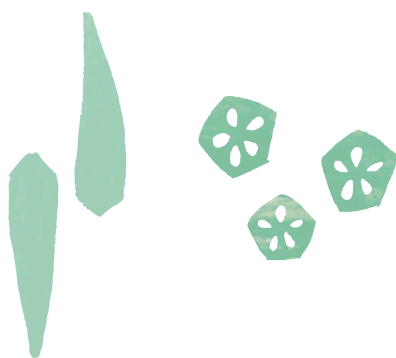
温室効果ガス削減：
44 (kgCO₂/年)

5,000 円 /10a



▼ 主なチェック項目

- 10a あたり50kgあるいは500L以上の木炭等（植物を炭化したもの）を投入（購入伝票等が必要）





03 対象活動

対象作物

各取組で対象となる**主作物**は次のとおりです

	取組名	対象作物
全国共通取組	#1 有機農業	全作物
	#2 堆肥の施用	全作物
	#3 カバークロップ	全作物
	#4 リビングマルチ	全作物
	#5 草生栽培	果樹、茶
	#6 不耕起播種	麦、大豆
	#7 長期中干し	水稻
	#8 秋耕	水稻 [*]
地域特認取組	#9 生き物緩衝地帯の設置	水稻
	#10 IPM+ 魚毒低 + 畦畔除草	水稻
	#11 中干延期	水稻
	#12 冬期湛水管理	全作物
	#13 IPM+ 秋耕 + 畦畔除草	水稻 [*]
	#14 IPM+ 畦畔除草 + 農薬不使用	水稻、ソバ
	#15 炭の投入	全作物
加算措置	#16 取組拡大加算（新規の有機農業）	全作物 (ソバ等雑穀、飼料作物以外)

※翌年も水稻の作付けをしていただく必要があります。

取組例

交付金は、取組が完了する年度に支払われます

取組名	R 3 年度	R 4 年度	
		4 月	3 月
カバークロップ		カバークロップ	水稻 (5割低減)
有機農業			有機農業 (水稻)
冬期湛水			冬期湛水 水稻 (5割低減)

※取組が年度を跨ぐ場合、事前申請が必要です。

04 保管する証拠書類

本交付金に取り組む団体は、交付金の交付に関する証拠書類、
 経理書類及び交付申請の基礎となった書類を **5年間保管**してください

取組共通の証拠書類

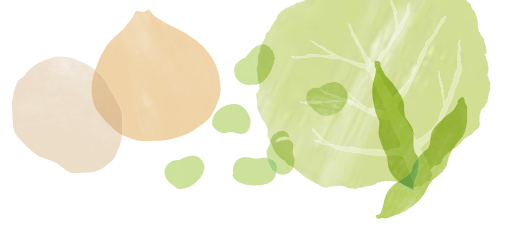
証拠書類	チェック欄
ほ場面積等が確認できる書類（交付金の交付金額算定の基となった書類）	計画 <input type="checkbox"/> 実績 <input type="checkbox"/>
推進活動の実施内容等が分かる書類	<input type="checkbox"/>
主作物についての出荷・販売したことを証明する出荷・販売伝票等の写し （取組面積が 10a 以上の場合は省略できる）	<input type="checkbox"/>
みどりのチェックシートの取組にかかる書類（みどりのチェックシート、研修受講証明書、 実施内容等が分かる証拠書類の保管（市町から指示があるときに提出））	<input type="checkbox"/>

対象取組別の証拠書類^{※1}

対象取組	証拠書類	チェック欄
有機農業	<ul style="list-style-type: none"> 使用した資材の資材証明書等（有機 JAS で使用できることが分かる書類）の写し 農場管理シート及び現地確認チェックリスト 有機 JAS 認定を受けた圃場の場合は認定書の写し（上記2点は不要） 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
堆肥の施用	<ul style="list-style-type: none"> 堆肥の購入伝票等の写し^{※2} 堆肥の成分証明書等の写し 土壌診断結果書類の写し 施肥管理計画（作成した場合）の写し 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 計画 <input type="checkbox"/> 実績 <input type="checkbox"/>
カバークロップ、 リビングマルチ、 草生栽培	<ul style="list-style-type: none"> カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培で使用した種子の購入量を証明する購入伝票等の写し 標準的な播種量を証明するカタログ等の写し 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
不耕起播種	<ul style="list-style-type: none"> 茎葉処理に使用した除草剤の購入を証明する購入伝票等の写し 	<input type="checkbox"/>
IPM+ 魚毒低+ 畦畔除草	<ul style="list-style-type: none"> 福井県 IPM 実践指標モデル（水稻）（IPM チェックシート） 	計画 <input type="checkbox"/> 実績 <input type="checkbox"/>
冬期湛水管理	<ul style="list-style-type: none"> 資材証明書の写し等（有機質資材を施用する場合） 有機質資材の購入伝票等の写し（有機質資材を施用する場合） 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
IPM+ 畦畔除草 + 秋耕	<ul style="list-style-type: none"> 福井県 IPM 実践指標モデル（水稻）（IPM チェックシート） 	計画 <input type="checkbox"/> 実績 <input type="checkbox"/>
IPM+ 畦畔除草 + 農薬不使用	<ul style="list-style-type: none"> 使用した資材の資材証明書等（有機 JAS で使用できることが分かる書類）の写し 福井県 IPM 実践指標モデル（水稻またはソバ）（IPM チェックシート） 	<input type="checkbox"/> 計画 <input type="checkbox"/> 実績 <input type="checkbox"/>
炭の投入	<ul style="list-style-type: none"> 炭の購入伝票等の写し 	<input type="checkbox"/>
取組拡大加算	<ul style="list-style-type: none"> 指導内容が分かる書類等 	<input type="checkbox"/>

※1：長期中干し、秋耕、生き物緩衝帯の設置、中干延期は独自の証拠書類はありません。

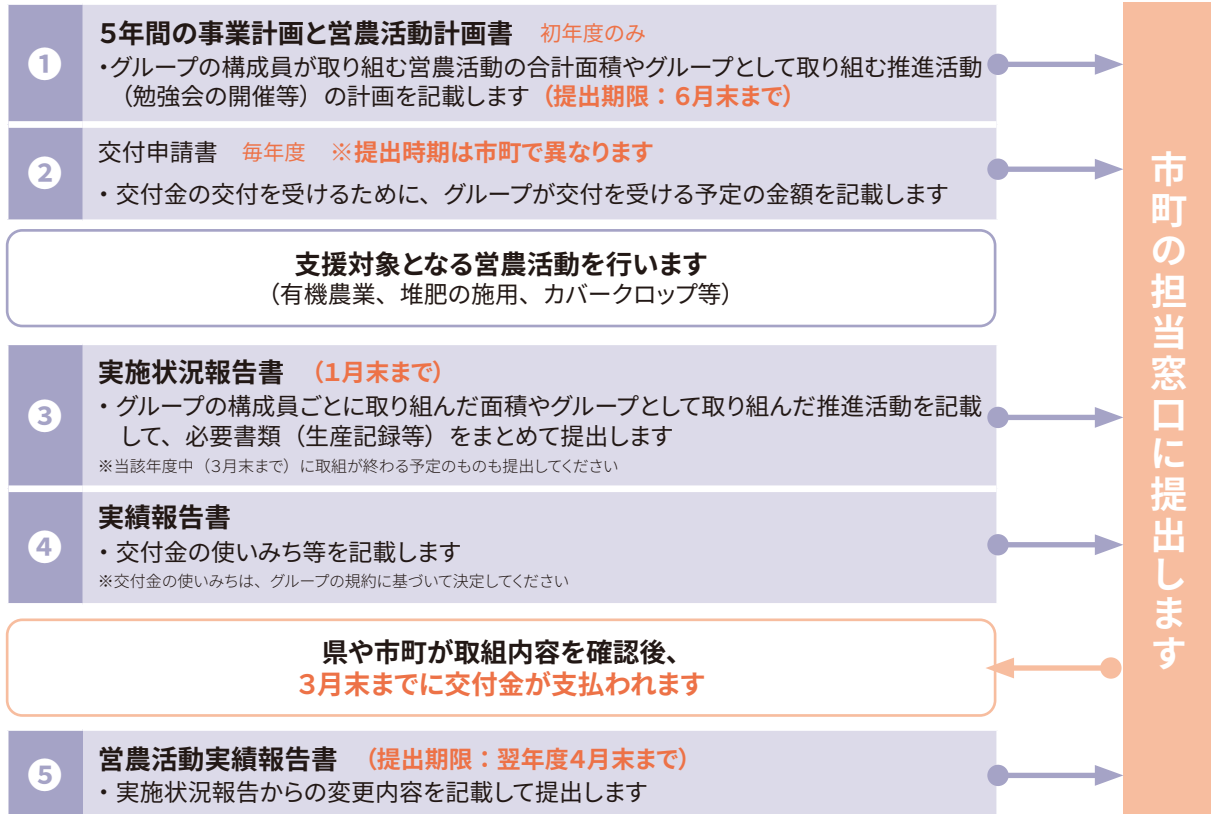
※2：無償で堆肥を入手した場合は伝票等の取引内容の分かる書類等、自給堆肥の場合は堆肥原料、その量、堆肥製造期間、堆肥製造場所、製造した堆肥の量等を記載した書類に代えることが可能です。



05 申請手続き等

申請手続き

取組を行う**ほ場の所在する市町**に申請してください



問い合わせ先

ご不明な点は県または取組を行う**ほ場の所在する市町**にお問い合わせください

地域	お問い合わせ先	電話番号
福井市	農政企画課	0776-20-5420
敦賀市	農林水産振興課	0770-22-8130
小浜市	農政課	0770-64-6023
大野市	農業林業振興課	0779-64-4818
勝山市	農林課	0779-88-8106
鯖江市	農林政策課	0778-53-2233
あわら市	農林水産課	0776-73-8025
越前市	農政課	0778-22-3009
坂井市	農業振興課	0776-50-3150

地域	お問い合わせ先	電話番号
永平寺町	農林課	0776-61-3947
池田町	農村政策課	0778-44-8004
南越前町	農林水産課	0778-47-8001
越前町	農林水産課	0778-34-8704
美浜町	産業振興課	0770-32-6706
高浜町	産業振興課	0770-72-7705
おおい町	農林水産課	0770-77-4055
若狭町	産業振興課	0770-45-9102
福井県	流通販売課	0776-20-0419



未来のために。
～次の世代に選ばれる福井へ～

〈発行元〉

福井県農林水産部流通販売課

TEL : 0776-20-0419

FAX : 0776-20-0649

E-MAIL : ryutsu@pref.fukui.lg.jp